

島根県新規就農者育成方針

制 定 令和4年5月17日付け農第189号
改 正 令和5年2月8日付け農第1109号

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

島根県の農業経営体の数は平成27年から令和2年の5年間で23%減少し、平均年齢も70歳を超えている状況であり、今後も農業経営体の減少は避けられない状況にある。

こうした中、島根県の農業・農村が維持・発展していくためには、UIターン者も含めた新規就農者を持続的に確保していくことが必要である。

特に、この確保すべき就農者の中でも、将来は地域農業を支える中核的担い手となる自営就農者（認定新規就農者）を安定的に確保するとともに就農後のスムーズな経営発展を促すことが喫緊の課題となっている。

県では、島根県の農業・農村を維持・発展していくために必要な認定新規就農者数は毎年60人以上と試算しており、現状の40人程度で推移している確保数では不足している状況にある。

今後、認定新規就農者の確保数60人を目標に、市町村やJA、農業委員会等の関係機関と連携し以下の具体的な取り組みを進める。

【目標達成のための取組】

(1) 就農相談、就農体験に関する取組

国や民間会社が主催する就農相談会への積極的な参加や、リモートで自宅から島根見学や農家との意見交換ができる「オンライン産地ツアー」の開催、実際に関心のある産地を訪れ市町村職員や農業者等に就農や生活に関する質問や相談をすることができる「ミニツアー」等の取組を強化する。

また、希望の地域や作物でオーダーメイド型の農作業体験ができる「農業体験プログラム」（1泊2日～7泊8日）や、最長1年間お試しで移住できる「産業体験事業」を活用して、就農相談から移住・就農体験へとつなげる。

(2) 包括的就農パッケージの充実

移住から就農までに必要な具体的な情報（作目、農地、研修、施設・機械、住居等）をひとまとめにした包括的就農パッケージ（市町村作成）の充実を図ることで、相談者にその後の経営や生活までを具体的にイメージさせやすくする。

(3) 県立農林大学校の機能強化

基礎から応用まで学べる二年制の農業科（有機農業専攻、野菜専攻、果樹専攻、肉用牛専攻）の定員拡大や、農業経験や社会人経験があり速やかに就農を希望する者を対象にした一年制の農業科短期養成コースの創設等により、機能を強化する。

特に県が重点的に産地づくりを進めている水田園芸（アスパラガス、ミニトマト）

や有機農業（水稲、野菜）に取り組もうとする就農希望者に対しては、地域の経営体で現地実習を受けながらリモートによる座学講義を受講できる研修体制を整備する。

（４）雇用就農から自営就農への移行の支援

県と新規自営就農者の育成に理解のある農業経営体、市町村等関係機関が協定を締結し、研修（雇用研修を含む。）後に自営就農することを志向する方に対して、農業経営者となるために必要な研修の実施等を支援する。

（５）経営発展のための支援

新規就農者が就農後の経営発展のために行う機械や施設等の導入に対して、市町村と連携して国庫補助事業や県単独事業の活用を勧め、必要な投資負担の軽減を図るとともに、「美味しまねゴールド」を含む「国際水準 GAP」認証を取得する環境づくりやスマート農業技術の導入を推進する

また、認定新規就農者ごとに県の普及組織や市町村、JA、先輩農家等が「サポートチーム」を構成し、新規就農者が抱える、経営・技術、資金、農地、住居・子育て等に関する様々な課題を把握し、必要な対策を講じながら、早期の経営の確立と経営発展を支援する。

2 新規就農者に対するサポート内容

別紙のとおり

3 事業の交付対象者候補を選定するために県が独自に設定する要件

- ・農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者（農林産物の場合にあつては国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）を当該事業開始後 1 年以内に取得するものとし、非食用農産物の場合にあつては農林水産省が策定した農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（その他の作物（非食用））に準拠した農場管理を行うものとする。）
- ・農業用ハウス本体又は灌水設備や養液システム等の栽培に要する付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする装置を設置する者（ただし、付帯設備については、ハウス内に既に環境をモニタリングする装置が設置されている場合はこの限りではない。）

4 事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる要綱別記1の別表1の2に基づく
県加算ポイントの設定

No.	項 目		ポイント
1	県重点推 進事項	島根県農林水産基本計画の重点推進事項に関する次の（1） 又は（2）に該当すること。 （1）①～④のいずれかの品目等に取り組む者。 ①水田園芸6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、 白ネギ、ミニトマト、アスパラガス） ②有機農業 ③肉用牛 ④産地創生品目（産地創生事業を活用したモデル産地） （2）関係機関からなるサポートチームの支援を受け（受け る予定）ながら、中核的な担い手（販売額1,000万円以 上）を目指す意欲的な農業者。	3
2	農業保険	目標年度までにセーフティーネット（収入保険又は収入減少 を補填する制度）に加入する。	1
3	市町村推 進品目	市町村が作成している（又は作成予定の）包括的就農パッケ ージの品目に取り組むとともに、地域の担い手としてサポー トチームの伴走支援を受ける（受ける予定の）人材である。	3
合計（最大）			7

- ※ 目標として行う項目（No. 2）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うものとする。
- ※ 要綱別記1の別表1の2の（1）の県加算ポイント（a）と比較して、上記に基づき計上された要望者の県使用ポイントの合計（b）が多い場合は、その差（b-a）について、別表1の1の共通ポイントの合計が少ない要望者から順に（共通ポイントの合計が同じ場合は補助金総額の高い順に、補助金総額も同額の場合は総事業費の低い順に）、「1」ずつ差がなくなるまで、その者の県使用ポイントから減じるものとする。
- ※ 要綱別記1の別表1の2の（1）の県加算ポイント（a）と比較して、上記に基づき計上された要望者の県使用ポイントの合計（b）が少ない場合は、その差（a-b）について、別表1の1の共通ポイントの合計が多い要望者から順に（共通ポイントの合計が同じ場合は補助金総額の低い順に、補助金総額も同額の場合は総事業費の高い順に）、「1」ずつ差がなくなるまで、その者の県使用ポイントに追加するものとする。